署長　殿

生企発第182号
令和４年３月11日
５年保存（係）
本　　部　　長

初心者講習申込みの受理時における留意事項について（通達乙）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和３年法律第69号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第５条の３に規定する法第４条第１項第１号の規定による猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持の許可を受けようとする者を受講者とする講習会又は法第５条の３の２に規定する法第４条第１項第１号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者を受講者とする講習会（以下「初心者講習」という。）の受講申込みの受理時の留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達による運用は、令和４年３月15日から実施することとし、「初心者講習申込みの受理時における留意事項について（通達乙）」（令和２年５月25日付生企発第365号）は、その実施をもって廃止する。

記

１　留意点

初心者講習の受講を希望する者が、法第５条の４第１項ただし書に規定する者（以下「欠格者」という。）に該当する場合には、猟銃等又はクロスボウの所持の許可を受けることができないが、銃刀法上は初心者講習の受講に当たって欠格者に該当するかどうかを確認することとはされていないので、初心者講習の受講希望者に対しては講習受講申込書を交付するとともに、欠格者に該当する場合には初心者講習を受講しても猟銃等又はクロスボウの所持の許可を受けることができない場合があることを説明すること。

なお、初心者講習の受講希望者が欠格者に該当するかどうかについての確認は、猟銃にあっては法第５条の４第１項の技能検定又は法第９条の５第１項の射撃教習の申請、空気銃又はクロスボウにあっては法第４条第１項第１号の所持許可の申請があった時点で確実に行うこと。

２　講習受講申込書受理後の処理要領

(1)　受講希望者への説明

講習受講申込書を受理すれば、初心者講習の受講希望者に対して、生活安全企画課保安係（以下「保安係」という。）から初心者講習のテキストが送付されることを説明すること。

(2)　講習受講申込書の取扱い

講習受講申込書は、受理した後にＰＤＦで保安係宛にメール送信するとともに、原本は、証紙の消印をせずに書留逓送により速やかに保安係宛に送付すること。